

－原子力・放射能基礎論－

No. 9 除染と廃棄物処理（オフサイトの状況）

河田東海夫

1. 講義の目標

福島第一原発事故から6年が経過した。福島県内では広範囲にわたる放射能汚染が発生し、11の市町村に避難指示が出され、避難者数は自主避難者も含め一時は16万人を超えた。その後環境省の主導のもとで大々的な除染作業が進められた結果、平成28年度末までに7つの市町村で避難指示が解除されている。避難指示区域外で重点調査地区に指定された34の市町村でも28年度末までに除染作業がほぼ完了している。こうした努力の結果、現在の避難者数はピーク時の約半分に減っている。本講義では、こうした現地の現状を報告するとともに、直面している様々な課題についても紹介し、今後の進むべき方向性についてともに考えることにしたい。

2. 講義概要

福島県内の除染は、避難指示が出され住民が避難した地域（20km圏内および平成23年4月時点で年間20mSv以上の被ばくの恐れがある地域）は「除染特別地域」と呼ばれ、国が直轄で除染を行うこととし、それ以外の地域では国の財政支援のもとで各市町村がそれぞれ除染を行うこととした。

自治体が除染を行う地域では、28年度末までに公共施設や住宅地域の除染がほぼ完了し、年間の追加被ばく線量1mSv未満が達成されている。除染の結果出た汚染土壌などはフレコンバッグと呼ばれる袋に詰められ、各自治体が決めた仮置き場等で保管されている。これらは当初3年以内に中間貯蔵施設に運ぶとされ、その建設予定地も決まってはいるが、全体的に計画は遅れこんでいる。

一方除染特別地域でも、「帰宅困難区域」とされる地域以外では除染が進み、28年度末までに田村市、川内村（一部を除く）、檜葉町、葛尾村、南相馬市、飯館村、川俣町の7市町村で避難指示が解除された。しかしこれまでのところ避難住民の帰還率は全体平均で13%程度に留まっている。こうした背景には、いわゆる1mSvの呪縛（年間1mSv以下でなければ危険という誤解）のほか、避難生活の長期化に伴う避難先での生活定着の進行など、様々な問題が複雑に絡んでいる。

これまで手が付けられていなかった「帰還困難区域」に関しても、政府は昨年8月末に、同区域内に各市町村の実情に応じて「復興拠点」を設け、周辺の

除染やインフラの整備を一体的に進めたうえで5年後をめどにその部分の避難指示を解除する方針を示した。

事故後福島県では全県民を対象に「県民健康調査」と称して、事後後4カ月の行動調査に基づく事故時被ばく線量評価や、ホールボディカウンタによる内部被ばく調査などが行われている。その結果、被ばくはチェルノブイリ事故に比べ1ケタないし2ケタ低いことが確認されており、健康影響を心配するレベルには至らなかったことが明らかになっている。

事故後福島県内では、土壌から農産物へのセシウム移行特性の調査などを進める一方で、食品の汚染検査体制の整備を鋭意進め、現在では通常の野菜や果物の汚染コントロールにほぼ完全に成功している。しかし、一般消費者の福島産農産物忌避の傾向はまだ歴然と残っている。また魚介類についても試験操業でほとんど魚種で基準を十分下回ることが確認されているが、まだ本格漁再開には至っていない。

以上述べたような福島の現況を、除染問題と放射線問題を中心に、幅広く紹介し、解説する。